

裁判員候補者に質問票が届きます！

5月21日から裁判員制度が始まりました

裁判員裁判の対象となる事件が起訴され、裁判の日程が決まった段階で、地方裁判所は昨年の秋に作成した裁判員候補者名簿の中から、その事件の裁判員候補者をくじで選びます。くじで選ばれた裁判員候補者の方々には、裁判員を選ぶ手続き（選任手続）の日に裁判所にお越しいただくためのお知らせを、選任手続きの日の6週間前までにお送りします。裁判員候補者の方々にはあわせて質問票をお送りします。

質問票では辞退を申し出ていただくことができます

広く国民の参加を得てその良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から、法律上、裁判員になることは義務とされています。ただし、国民の皆さまのご負担が著しく大きなものとならないよう、法律や政令では辞退を申し出ることができる事由を定めています。

質問票では、裁判が行われる日程を前提に裁判員となることを辞退する申し出の有無およびその事情などをお尋ねします。質問票に記載された内容から、辞退事由に当たることが明らかになれば、裁判所は事前に辞退を認め選任手続きのためにわざわざ裁判所までお越しいただくなくてもよいようにします。辞退を希望される場合には、その理由となる事情をできるだけ具体的にご記入ください。

事前に辞退が認められた裁判員候補者以外の方は選任手続きの日に裁判所にお越しいただき、その方々の中から最終的にくじで6人の裁判員が選ばれます。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 旭川地方裁判所 事務局総務課庶務係 ☎ 0166 51 6255

薬物乱用の防止

◇ 覚せい剤や大麻などの薬物乱用問題は、個人の心身を滅ぼすのみでなく、薬物乱用による幻覚・妄想が家庭を崩壊させ、さらには殺人、放火などの凶悪な二次犯罪や重大な交通事故を引き起こすなど、治安に大きな影響を与えており社会問題の一つとなっています。

最近の薬物情勢を見ますと、覚せい剤の検挙人員は減少しているものの、大麻事犯の検挙人員が全国、全道ともに過去最高を記録するなど大幅に増加しており、特に道内では野生大麻の採取事犯が多く、さらに若年層を中心に大麻汚染が拡大している傾向が強く、極めて深刻な情勢が続いています。

◇ 管内には、野生大麻草が自生している地区が多くあり、住宅街の脇に生えていることも珍しくありません。大麻草が生えているのをみつけたり、大麻草の群生地を知っている方は警察へ通報をお願いします。

◇ 特に、若者の間では警戒心や抵抗感が薄れ、ファッション感覚で大麻を使用する方が増加しており、気軽に大麻使用を誘ってくる魔の手があなたの周りにも忍び寄っています。乱用されている薬物のほとんどは、海外から密輸入されており、警察では水際での阻止のため、税関や海上保安庁などの関係機関、海外の取締機関と連携を強化し、摘発と組織壊滅に全力を挙げています。

富良野警察署 ☎ 22 0110

来春卒業高校生の求人受付が 6月20日から始まります

例年、上川管内企業からの求人申込みの時期が管外企業に比べ遅い傾向にあり、地元への就職を希望しながらも、やむなく管外企業に応募するケースが見られます。

若い力が企業に活気と活力を与えます。ぜひ優秀な人材を地元確保するため、早期の求人申込みをお願いします。

平成22年3月新規高等学校卒業者の求人受理・選考開始期日

求人受理開始	6月20日
求人票返戻	7月1日以降
推薦開始	9月5日
選考・内定開始	9月16日

問い合わせ先

ハローワーク富良野 ☎ 23 4121

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

旭川地方方法務局・旭川人権擁護委員連合会は、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、開設時間を延長していじめや虐待などの子どもをめぐる人権問題に関するご相談に応じます。

・開設日時 6月28日(日) 7月4日(土)

平日 8時30分 19時、土日 10時 17時

・電話番号 0120 007 110(フリーダイヤル)

旭川地方方法務局・旭川人権擁護委員連合会